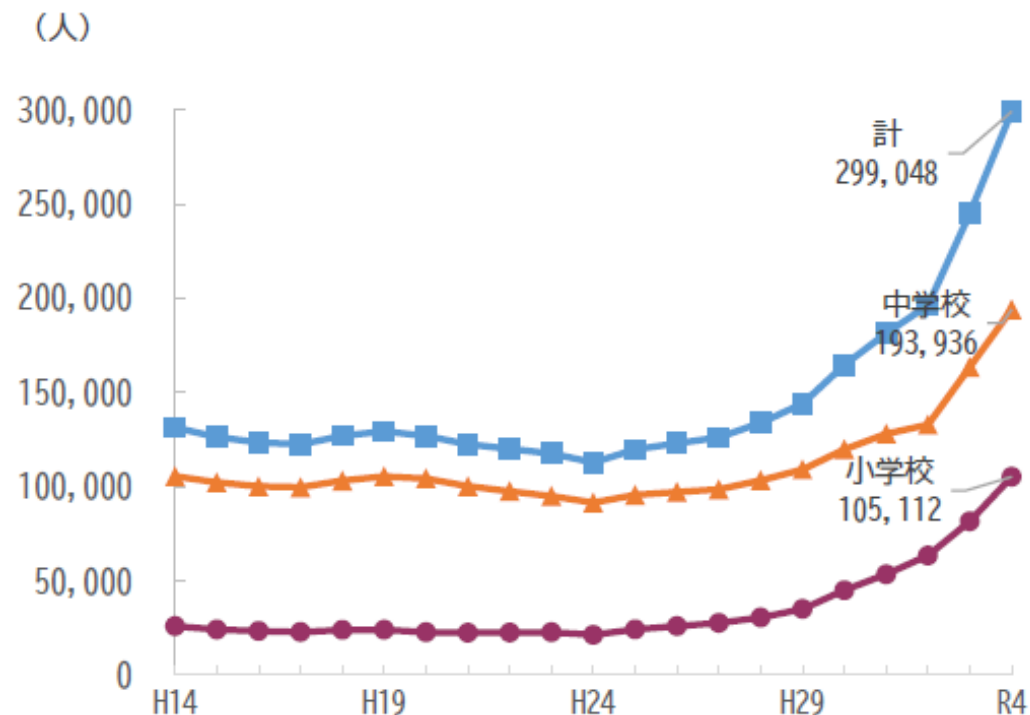
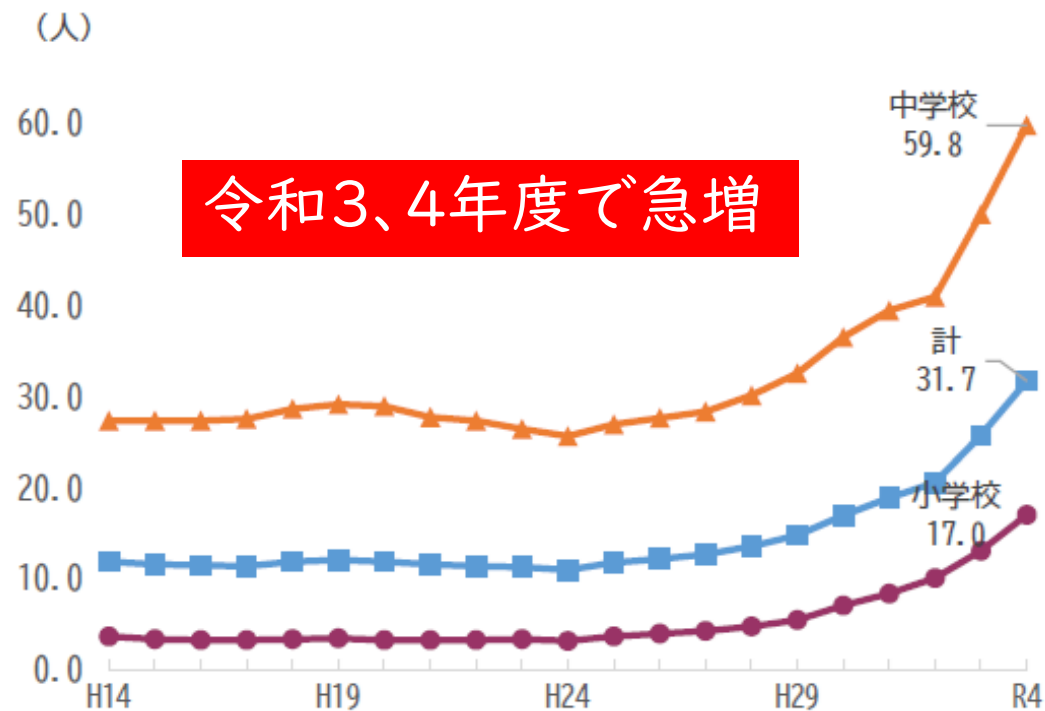


不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



(出典)『令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』文部科学省

R5.3.31	誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLOプラン)
R5.7.21	不登校・ひきこもりのこどもの支援に関する政策評価の結果通知 (総務大臣→文部科学大臣)
R5.7.31	不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について (通知)
R5.10.4	令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果公表
R5.10.17	不登校・いじめ 緊急対策パッケージ、教育機会確保法の周知に関するパンフレット送付

『不登校・いじめ緊急対策パッケージ』(抜粋)

不登校緊急対策

- 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保
- 心の小さなSOSの早期発見
- 情報発信の強化

不登校児童生徒への支援の充実について

- 個々の不登校児童生徒の不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握に努める。
- 個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進する。
- 教育機会確保法の基本的な考え方が学校の教職員等に十分に伝わっていない現状を踏まえ…
- 支援に当たっては、不登校児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ…

不適切な指導等について

- 体罰のみならず、教員による児童生徒に対する暴言等の不適切な発言も許されない。
- 不適切な言動や指導に対して、厳正な対応をとる必要がある。
- 懲戒処分基準に規定している教育委員会を参考に、定めることが望ましい。

[不適切な指導と考えられ得る例]

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

基本的な業務内容

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す

支援の流れ

- ア 相談受付
- イ プラン作成
- ウ 支援の実施
- エ 終結

具体的な支援内容と留意点

- ア 資源開発・マッチング
- イ 定着支援・フォローアップ
- ウ 地域における福祉サービスとの連携

独りじゃない、一緒に考え歩み出しませんか

第3回学齢期から青年期までの 不登校・引きこもり 親の会



子どもの居場所、通院の場合の病院情報、親の相談窓口、子どもの相談場所、進学や学習のことなど情報交換しましょう！

12/23 Sat 13:00~15:00

申込フォーム



◎会場：地域活動支援センターかばざくら

〒364-0024
北本市石戸8-114



参加希望の方はご連絡ください 当日立ち寄り参加もOKです！

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

(出典) 令和4年度全国厚生労働関係部局長会議資料

事業イメージ

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1/2

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



都道府県による市町村の 立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
(国:1/2、都道府県1/2~1/4、市町村0~1/4)

都道府県による市町村 の取組のバックアップ

②ひきこもり地域支援 センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置



⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施



④ひきこもり支援ステーション事業

支援の核となる
①相談支援
②居場所づくり
③ネットワークづくりを一体的に実施



③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施



原則2年後に市町村域の事業に移行

(B市)

(A市)

相談室

市町村域での取組を推進

段階的に事業を充実

【市町村域】

ひきこもり支援センター
ほっとプラザ
(愛知県東海市)

学習・生活サポート

日常生活・暮らしサポート

居場所サポート

就労サポート

家族サポート

(学習支援・子ども食堂)

(相談支援・アウトリーチ)

(常設の居場所)

(就労準備支援事業)

(親の会)





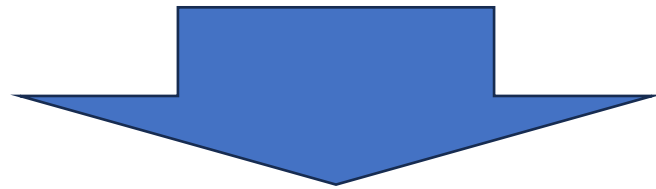


11月20日(土)に開催される
「第10回 文化祭」の告知





- 空き家・空き室の割合が増えている
- 持ち家率は低下している（特に50歳未満）
- 単身の高齢世帯が増えている
- 入居・居住が困難な世帯が増加している



居住支援の仕組みづくりは喫緊の課題

住宅セーフティネット制度(現行)

公布:平成29年4月26日 施行:平成29年10月25日

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律

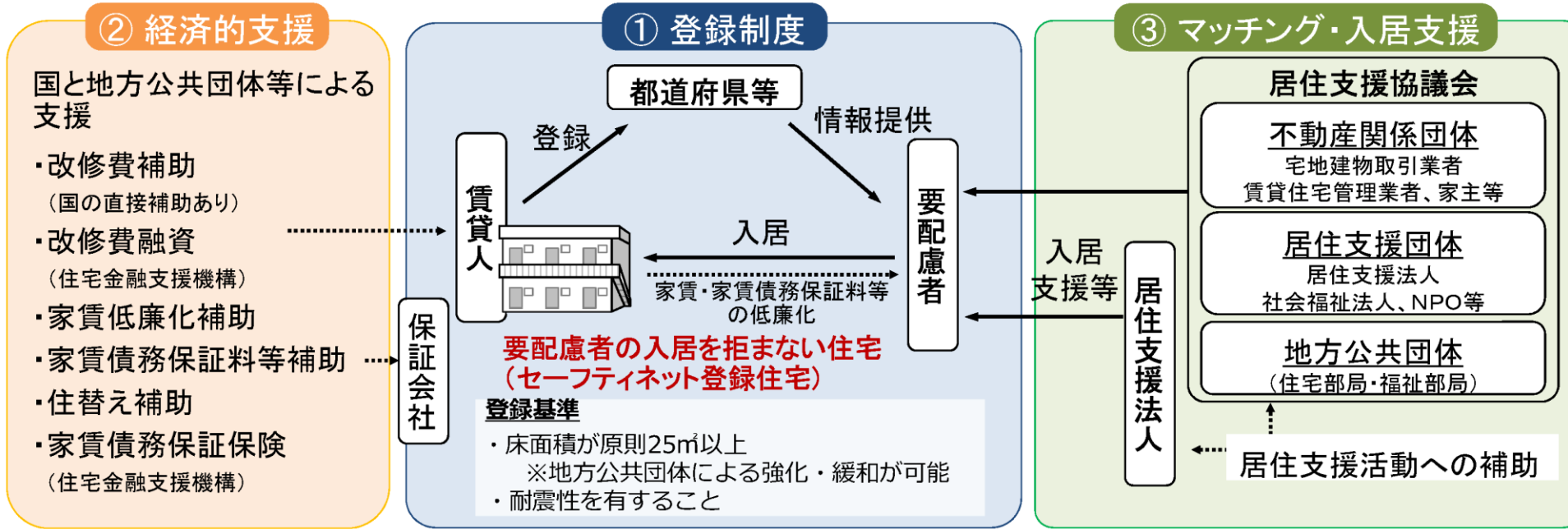
① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(出典)
第1回住宅確保要配慮者
に対する居住支援機能等
のあり方に関する検討会
資料
(国土交通省)

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



主な活動

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介等

【施行状況】

補助制度がある自治体数
・改修費補助: 35
・家賃低廉化補助: 40
・家賃債務保証料等補助: 29
(R4年7月時点)

・登録戸数: 848,846戸
うち専用住宅(要配慮者専用の住宅): 5,284戸
・賃貸住宅供給促進計画の策定: 46都道府県19市町
※うち21都道府県10市で、面積基準を緩和
(R5年3月末時点)

・居住支援法人の指定: 668者
・居住支援協議会の設立: 129協議会
(47都道府県87市区町)
(R5年3月末時点)

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】

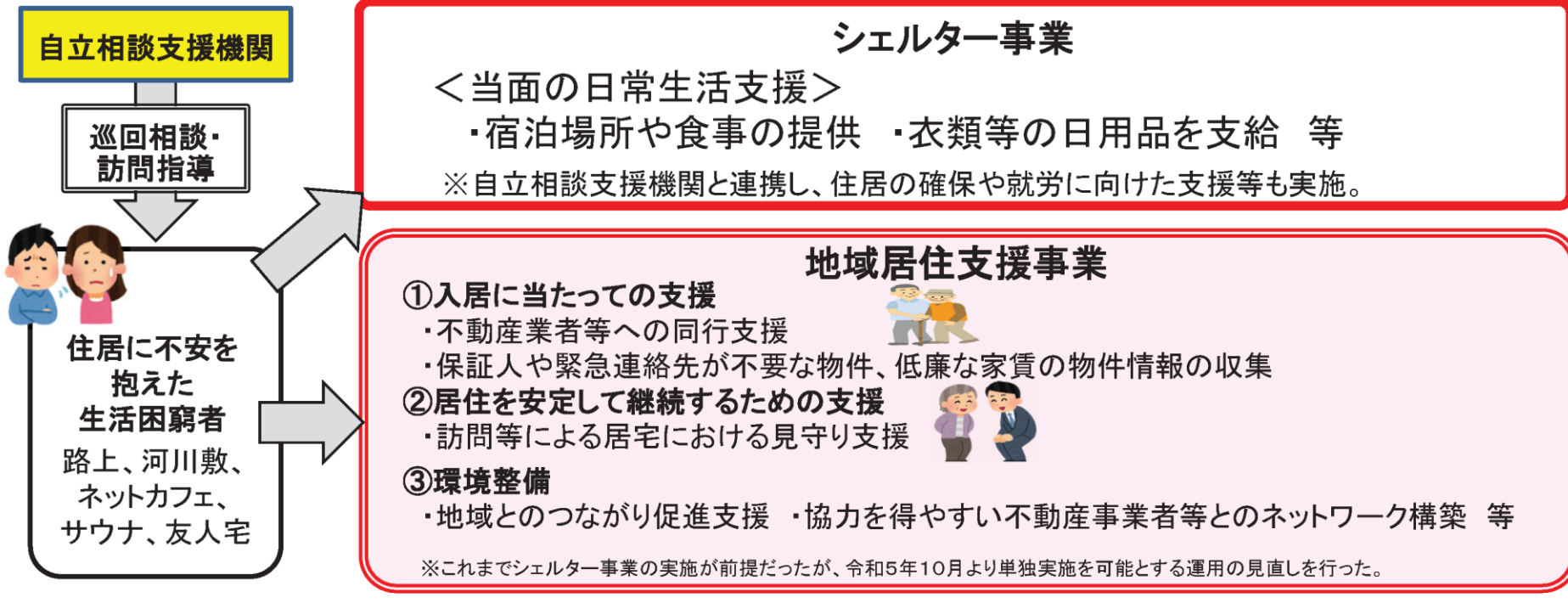
- ・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
- ・地域居住支援:54自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

(出典)
第27回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会資料
(厚生労働省)

支援のイメージ



利用期間は
1年を超えない期間

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。